

ローンカードを
ご利用のお客さまへ



(平成26年3月3日現在)

- ・ ちゅうぎんローンカード (マイン) 規定 …………… P 1
- ・ ちゅうぎんローンカード (プライム) 規定 …………… P 5
- ・ ちゅうぎんローンカード (教育ローン) 規定 …………… P 9
- ・ ちゅうぎんローンカード (イザット) 規定 …………… P13
- ・ ちゅうぎんローンカード (マインセレクト) 規定 …… P17
- ・ ちゅうぎんローンカード (クイック) 規定 …………… P21
- ・ ちゅうぎんローンカード (コレカ) 規定 …………… P25
- ・ ちゅうぎん I C ローンカード特約 …………… P29
- ・ ちゅうぎんローンカード (事業用) 規定 …………… P31
- ・ ちゅうぎん I C ローンカード (事業用) 特約 …… P35
- ・ 偽造・盗難キャッシュカードによる被害発生時に
 重大な過失または過失となりうる場合 …………… P36

ちゅうぎんローンカード（マイン）規定

第1条（カードの発行）

ちゅうぎんローンカード（マイン）（以下「カード」といいます。）は、「ちゅうぎんカードローンマイン契約書」（以下「ローン契約書」といいます。）に基づき、当行が発行するものとします。

第2条（カードの利用）

カードは次の場合に利用することができます。

1. 当行および当行がオンライン現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の支払機を利用して、ちゅうぎんカードローンマイン口座（当座貸越専用口座。以下、「貸越口座」といいます。）から当座貸越借入金の払出しをする場合。
2. 当行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して、貸越口座に入金し当座貸越借入金の返済を行う場合。

第3条（支払機による払出し）

1. 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、カードローンマイン通帳（以下「通帳」といいます。）およびカードローン貸越払戻請求書（以下「払戻請求書」といいます。）の提出は必要ありません。
2. 支払機による当座貸越借入金の払出しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払出しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払出しは当行所定の金額の範囲内とします。
3. 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合に、払出金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が、払出すことのできる金額をこえるときは、その払出しはできません。

第4条（預金機による当座貸越借入金の返済）

1. 預金機を使用して貸越口座に入金をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
2. 預金機による入金は、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。
3. 預金機での、カードによる入金については、入金額は預金機の画面でご確認いただき、受領書の発行はいたしません。

第5条（自動機利用手数料）

1. 支払機または預金機を使用して当座貸越借入金の払出し、または貸越口座への入金をする場合には、当行および提携先所定の支払機、預金機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

2. 自動機利用手数料は、当座貸越借入金の払出し、または貸越口座への入金時に、通帳および払戻請求書なしで、その払出し、または入金をした貸越口座から自動的に引落とします。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

第6条（支払機・預金機故障時等の取扱い）

1. 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより当座貸越借入金の払出しをすることができます。なお、提携先の窓口では、このお取扱いはしません。
2. 前項による払出しをする場合には、当行所定の払戻請求書に口座番号、氏名（署名）および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。また、当行所定の端末機にカードをセットして届出の暗証を入力していただきます。この場合、本人確認資料の提示を求める場合があります。
3. 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより貸越口座に入金をすることができます。

第7条（カードによる払出し・入金金額等の通帳記入）

カードにより払出した金額、入金した金額または自動機利用手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払出し、または入金した金額と自動機利用手数料金額は当行所定の方法にて通帳に記入します。

第8条（カード・暗証の管理等）

1. 当行は、支払機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ当座貸越借入金の払出しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いします。
2. カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる当座貸越借入金の払出し停止の措置を講じます。
3. カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第9条（偽造カード等による払出し等）

偽造または変造カードによる払出しについては、本人の故意による場合または当該払出しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証

の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第10条（盗難カードによる払出し等）

1. カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払出しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払出しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - (1) カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - (2) 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - (3) 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
2. 前項の請求がなされた場合、当該払出しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払出しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払出しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
3. 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な当座貸越借入金払出しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- (1) 当該払出しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第11条（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

第12条（カードの再発行等）

1. カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手

続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

2. カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第13条（支払機・預金機への誤入力等）

支払機・預金機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

第14条（カード期限）

1. カードが有効に使用できる期限は、ローン契約書に定める契約期限とします。

2. ローン契約書に定める当行との取引が終了した場合には、使用中のカードは、無効とします。

第15条（解約、カードの利用停止等）

1. この取引またはローン契約書に定める当行との取引の解約または終了に際しては、カードを当行に直ちに返却してください。

2. カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求があり次第、直ちにカードを当行に返却してください。

3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

(1) 第16条に定める規定に違反した場合

(2) カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

第16条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードの所有権は銀行に帰属し、譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第17条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、ローン契約書により取扱います。

以 上

ちゅうぎんローンカード（プライム）規定

第1条（カードの発行）

ちゅうぎんローンカード（プライム）（以下「カード」といいます。）は、「ちゅうぎんプライムカードローン契約書」（以下「ローン契約書」といいます。）に基づき、当行が発行するものとします。

第2条（カードの利用）

カードは次の場合に利用することができます。

1. 当行および当行がオンライン現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の支払機を利用して、ちゅうぎんプライムカードローン口座（当座貸越専用口座。以下、「貸越口座」といいます。）から当座貸越借入金の払出しをする場合。
2. 当行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して、貸越口座に入金し当座貸越借入金の返済を行う場合。

第3条（支払機による払出し）

1. 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、プライムカードローン通帳（以下「通帳」といいます。）およびカードローン貸越払戻請求書（以下「払戻請求書」といいます。）の提出は必要ありません。
2. 支払機による当座貸越借入金の払出しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払出しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払出しは当行所定の金額の範囲内とします。
3. 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合に、払出金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が、払出すことのできる金額をこえるときは、その払出しはできません。

第4条（預金機による当座貸越借入金の返済）

1. 預金機を使用して貸越口座に入金をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
2. 預金機による入金は、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。
3. 預金機での、カードによる入金については、入金額は預金機の画面でご確認いただき、受領書の発行はいたしません。

第5条（自動機利用手数料）

1. 支払機または預金機を使用して当座貸越借入金の払出し、または貸越口座への入金をする場合には、当行および提携先所定の支払機、預金機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

2. 自動機利用手数料は、当座貸越借入金の払出し、または貸越口座への入金時に、通帳および払戻請求書なしで、その払出し、または入金をした貸越口座から自動的に引落とします。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

第6条（支払機・預金機故障時等の取扱い）

1. 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより当座貸越借入金の払出しをすることができます。なお、提携先の窓口では、このお取扱いはしません。
2. 前項による払出しをする場合には、当行所定の払戻請求書に口座番号、氏名（署名）および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。また、当行所定の端末機にカードをセットして届出の暗証を入力していただきます。この場合、本人確認資料の提示を求める場合があります。
3. 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより貸越口座に入金をすることができます。

第7条（カードによる払出し・入金金額等の通帳記入）

カードにより払出した金額、入金した金額または自動機利用手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払出し、または入金した金額と自動機利用手数料金額は当行所定の方法にて通帳に記入します。

第8条（カード・暗証の管理等）

1. 当行は、支払機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ当座貸越借入金の払出しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いします。
2. カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる当座貸越借入金の払出し停止の措置を講じます。
3. カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第9条（偽造カード等による払出し等）

偽造または変造カードによる払出しについては、本人の故意による場合または当該払出しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証

の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第10条（盗難カードによる払出し等）

1. カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払出しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払出しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

(1) カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

(2) 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

(3) 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

2. 前項の請求がなされた場合、当該払出しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払出しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払出しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

3. 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な当座貸越借入金払出しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

(1) 当該払出しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

(2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第11条（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

第12条（カードの再発行等）

1. カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手

続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

2. カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第13条（支払機・預金機への誤入力等）

支払機・預金機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

第14条（カード期限）

1. カードが有効に使用できる期限は、ローン契約書に定める契約期限とします。

2. ローン契約書に定める当行との取引が終了した場合には、使用中のカードは、無効とします。

第15条（解約、カードの利用停止等）

1. この取引またはローン契約書に定める当行との取引の解約または終了に際しては、カードを当行に直ちに返却してください。

2. カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求があり次第、直ちにカードを当行に返却してください。

3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

(1) 第16条に定める規定に違反した場合

(2) カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

第16条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードの所有権は銀行に帰属し、譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第17条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、ローン契約書により取扱います。

以 上

ちゅうぎんローンカード（教育ローン）規定

第1条（カードの発行）

ちゅうぎんローンカード（教育ローン）（以下「カード」といいます。）は、「ちゅうぎんカードローン型教育ローン契約書」（以下「ローン契約書」といいます。）に基づき、当行が発行するものとします。

第2条（カードの利用）

カードは次の場合に利用することができます。

1. 当行および当行がオンライン現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の支払機を利用して、ちゅうぎんカードローン型教育ローン口座（当座貸越専用口座。以下、「貸越口座」といいます。）から当座貸越借入金の払出しをする場合。
2. 当行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して、貸越口座に入金し当座貸越借入金の返済を行う場合。

第3条（支払機による払出し）

1. 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、カードローンメイン（教育ローン）通帳（以下「通帳」といいます。）およびカードローン貸越払戻請求書（以下「払戻請求書」といいます。）の提出は必要ありません。
2. 支払機による当座貸越借入金の払出しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払出しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払出しは当行所定の金額の範囲内とします。
3. 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合に、払出金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が、払出すことのできる金額をこえるときは、その払出しはできません。

第4条（預金機による当座貸越借入金の返済）

1. 預金機を使用して貸越口座に入金をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
2. 預金機による入金は、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。
3. 預金機での、カードによる入金については、入金額は預金機の画面でご確認いただき、受領書の発行はいたしません。

第5条（自動機利用手数料）

1. 支払機または預金機を使用して当座貸越借入金の払出し、または貸越口座への入金をする場合には、当行および提携先所定の支払機、預金機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

2. 自動機利用手数料は、当座貸越借入金の払出し、または貸越口座への入金時に、通帳および払戻請求書なしで、その払出し、または入金をした貸越口座から自動的に引落とします。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

第6条（支払機・預金機故障時等の取扱い）

1. 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより当座貸越借入金の払出しをすることができます。なお、提携先の窓口では、このお取扱いはしません。
2. 前項による払出しをする場合には、当行所定の払戻請求書に口座番号、氏名（署名）および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。また、当行所定の端末機にカードをセットして届出の暗証を入力していただきます。この場合、本人確認資料の提示を求める場合があります。
3. 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより貸越口座に入金をすることができます。

第7条（カードによる払出し・入金金額等の通帳記入）

カードにより払出した金額、入金した金額または自動機利用手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払出し、または入金した金額と自動機利用手数料金額は当行所定の方法にて通帳に記入します。

第8条（カード・暗証の管理等）

1. 当行は、支払機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ当座貸越借入金の払出しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いします。
2. カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる当座貸越借入金の払出し停止の措置を講じます。
3. カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第9条（偽造カード等による払出し等）

偽造または変造カードによる払出しについては、本人の故意による場合または当該払出しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証

の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第10条（盗難カードによる払出し等）

1. カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払出しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払出しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

(1) カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

(2) 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

(3) 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

2. 前項の請求がなされた場合、当該払出しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払出しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払出しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

3. 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な当座貸越借入金払出しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

(1) 当該払出しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

(2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第11条（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

第12条（カードの再発行等）

1. カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手

続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

2. カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第13条（支払機・預金機への誤入力等）

支払機・預金機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

第14条（カード期限）

1. カードが有効に使用できる期限は、ローン契約書に定める契約期限とします。

2. ローン契約書に定める当行との取引が終了した場合には、使用中のカードは、無効とします。

第15条（解約、カードの利用停止等）

1. この取引またはローン契約書に定める当行との取引の解約または終了に際しては、カードを当行に直ちに返却してください。

2. カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求があり次第、直ちにカードを当行に返却してください。

3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

(1) 第16条に定める規定に違反した場合

(2) カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

第16条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードの所有権は銀行に帰属し、譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第17条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、ローン契約書により取扱います。

以 上

ちゅうぎんローンカード（イザット）規定

第1条（カードの発行）

ちゅうぎんローンカード（イザット）（以下「カード」といいます。）は、「ちゅうぎんカードローンイザット契約書」（以下「ローン契約書」といいます。）に基づき、当行が発行するものとします。

第2条（カードの利用）

カードは次の場合に利用することができます。

1. 当行および当行がオンライン現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の支払機を利用して、ちゅうぎんカードローンイザット口座（当座貸越専用口座。以下、「貸越口座」といいます。）から当座貸越借入金の払出しをする場合。
2. 当行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して、貸越口座に入金し当座貸越借入金の返済を行う場合。

第3条（支払機による払出し）

1. 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、カードローンメイン（イザット）通帳（以下「通帳」といいます。）およびカードローン貸越払戻請求書（以下「払戻請求書」といいます。）の提出は必要ありません。
2. 支払機による当座貸越借入金の払出しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払出しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払出しは当行所定の金額の範囲内とします。
3. 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合に、払出金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が、払出すことのできる金額をこえるときは、その払出しはできません。

第4条（預金機による当座貸越借入金の返済）

1. 預金機を使用して貸越口座に入金をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
2. 預金機による入金は、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。
3. 預金機での、カードによる入金については、入金額は預金機の画面でご確認いただき、受領書の発行はいたしません。

第5条（自動機利用手数料）

1. 支払機または預金機を使用して当座貸越借入金の払出し、または貸越口座への入金をする場合には、当行および提携先所定の支払機、預金機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

2. 自動機利用手数料は、当座貸越借入金の払出し、または貸越口座への入金時に、通帳および払戻請求書なしで、その払出し、または入金をした貸越口座から自動的に引落とします。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

第6条（支払機・預金機故障時等の取扱い）

1. 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより当座貸越借入金の払出しをすることができます。なお、提携先の窓口では、このお取扱いはしません。
2. 前項による払出しをする場合には、当行所定の払戻請求書に口座番号、氏名（署名）および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。また、当行所定の端末機にカードをセットして届出の暗証を入力していただきます。この場合、本人確認資料の提示を求める場合があります。
3. 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより貸越口座に入金をすることができます。

第7条（カードによる払出し・入金金額等の通帳記入）

カードにより払出した金額、入金した金額または自動機利用手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払出し、または入金した金額と自動機利用手数料金額は当行所定の方法にて通帳に記入します。

第8条（カード・暗証の管理等）

1. 当行は、支払機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ当座貸越借入金の払出しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いします。
2. カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる当座貸越借入金の払出し停止の措置を講じます。
3. カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第9条（偽造カード等による払出し等）

偽造または変造カードによる払出しについては、本人の故意による場合または当該払出しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証

の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第10条（盗難カードによる払出し等）

1. カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払出しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払出しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- (1) カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- (2) 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- (3) 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

2. 前項の請求がなされた場合、当該払出しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払出しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払出しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

3. 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な当座貸越借入金払出しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- (1) 当該払出しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

(2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第11条（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

第12条（カードの再発行等）

1. カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手

続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

2. カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第13条（支払機・預金機への誤入力等）

支払機・預金機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

第14条（カード期限）

1. カードが有効に使用できる期限は、ローン契約書に定める契約期限とします。

2. ローン契約書に定める当行との取引が終了した場合には、使用中のカードは、無効とします。

第15条（解約、カードの利用停止等）

1. この取引またはローン契約書に定める当行との取引の解約または終了に際しては、カードを当行に直ちに返却してください。

2. カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求があり次第、直ちにカードを当行に返却してください。

3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

(1) 第16条に定める規定に違反した場合

(2) カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

第16条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードの所有権は銀行に帰属し、譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第17条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、ローン契約書により取扱います。

以 上

ちゅうぎんローンカード（マインセレクト）規定

第1条（カードの発行）

ちゅうぎんローンカード（マインセレクト）（以下「カード」といいます。）は、「ちゅうぎんカードローンマインセレクト契約書」（以下「ローン契約書」といいます。）に基づき、当行が発行するものとします。

第2条（カードの利用）

カードは次の場合に利用することができます。

1. 当行および当行がオンライン現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の支払機を利用して、ちゅうぎんカードローンマインセレクト口座（当座貸越専用口座。以下、「貸越口座」といいます。）から当座貸越借入金の払出しをする場合。
2. 当行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して、貸越口座に入金し当座貸越借入金の返済を行う場合。

第3条（支払機による払出し）

1. 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、カードローンマインセレクト通帳（以下「通帳」といいます。）およびカードローン貸越払戻請求書（以下「払戻請求書」といいます。）の提出は必要ありません。
2. 支払機による当座貸越借入金の払出しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払出しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払出しは当行所定の金額の範囲内とします。
3. 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合に、払出金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が、払出すことのできる金額をこえるときは、その払出しはできません。

第4条（預金機による当座貸越借入金の返済）

1. 預金機を使用して貸越口座に入金をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
2. 預金機による入金は、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。
3. 預金機での、カードによる入金については、入金額は預金機の画面でご確認いただき、受領書の発行はいたしません。

第5条（自動機利用手数料）

1. 支払機または預金機を使用して当座貸越借入金の払出し、または貸越口座へのお金を入金する場合には、当行および提携先所定の支払機、預金機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）

す。)をいただきます。

2. 自動機利用手数料は、当座貸越借入金の払出し、または貸越口座への入金時に、通帳および払戻請求書なしで、その払出し、または入金をした貸越口座から自動的に引落とします。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

第6条（支払機・預金機故障時等の取扱い）

1. 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより当座貸越借入金の払出しをすることができます。なお、提携先の窓口では、このお取扱いはしません。
2. 前項による払出しをする場合には、当行所定の払戻請求書に口座番号、氏名（署名）および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。また、当行所定の端末機にカードをセットして届出の暗証を入力していただきます。この場合、本人確認資料の提示を求める場合があります。
3. 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより貸越口座に入金をすることができます。

第7条（カードによる払出し・入金金額等の通帳記入）

カードにより払出した金額、入金した金額または自動機利用手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払出し、または入金した金額と自動機利用手数料金額は当行所定の方法にて通帳に記入します。

第8条（カード・暗証の管理等）

1. 当行は、支払機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ当座貸越借入金の払出しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いします。
2. カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる当座貸越借入金の払出し停止の措置を講じます。
3. カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第9条（偽造カード等による払出し等）

偽造または変造カードによる払出しについては、本人の故意による場合または当該払出しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第10条（盗難カードによる払出し等）

1. カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払出しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払出しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- (1) カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- (2) 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- (3) 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

2. 前項の請求がなされた場合、当該払出しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払出しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払出しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

3. 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な当座貸越借入金払出しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- (1) 当該払出しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

(2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第11条（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

第12条（カードの再発行等）

1. カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
2. カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第13条（支払機・預金機への誤入力等）

支払機・預金機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

第14条（カード期限）

1. カードが有効に使用できる期限は、ローン契約書に定める契約期限とします。
2. ローン契約書に定める当行との取引が終了した場合には、使用中のカードは、無効とします。

第15条（解約、カードの利用停止等）

1. この取引またはローン契約書に定める当行との取引の解約または終了に際しては、カードを当行に直ちに返却してください。
2. カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求があり次第、直ちにカードを当行に返却してください。
3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - (1) 第16条に定める規定に違反した場合
 - (2) カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

第16条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードの所有権は銀行に帰属し、譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第17条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、ローン契約書により取扱います。

以 上

ちゅうぎんローンカード（クイック）規定

第1条（カードの発行）

ちゅうぎんローンカード（クイック）（以下「カード」といいます。）は、「ちゅうぎんクイックカードローン契約書」（以下「ローン契約書」といいます。）に基づき、当行が発行するものとします。

第2条（カードの利用）

カードは次の場合に利用することができます。

1. 当行および当行がオンライン現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の支払機を利用して、ちゅうぎんクイックカードローン口座（当座貸越専用口座。以下、「貸越口座」といいます。）から当座貸越借入金の払出しをする場合。
2. 当行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して、貸越口座に入金し当座貸越借入金の返済を行う場合。

第3条（支払機による払出し）

1. 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、クイックカードローン通帳（以下「通帳」といいます。）およびカードローン貸越払戻請求書（以下「払戻請求書」といいます。）の提出は必要ありません。
2. 支払機による当座貸越借入金の払出しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払出しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払出しは当行所定の金額の範囲内とします。
3. 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合に、払出金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が、払出すことのできる金額をこえるときは、その払出しはできません。

第4条（預金機による当座貸越借入金の返済）

1. 預金機を使用して貸越口座に入金をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
2. 預金機による入金は、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。
3. 預金機での、カードによる入金については、入金額は預金機の画面でご確認いただき、受領書の発行はいたしません。

第5条（自動機利用手数料）

1. 支払機または預金機を使用して当座貸越借入金の払出し、または貸越口座への入金をする場合には、当行および提携先所定の支払機、預金機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

2. 自動機利用手数料は、当座貸越借入金の払出し、または貸越口座への入金時に、通帳および払戻請求書なしで、その払出し、または入金をした貸越口座から自動的に引落とします。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

第6条（支払機・預金機故障時等の取扱い）

1. 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより当座貸越借入金の払出しをすることができます。なお、提携先の窓口では、このお取扱いはしません。
2. 前項による払出しをする場合には、当行所定の払戻請求書に口座番号、氏名（署名）および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。また、当行所定の端末機にカードをセットして届出の暗証を入力していただきます。この場合、本人確認資料の提示を求める場合があります。
3. 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより貸越口座に入金をすることができます。

第7条（カードによる払出し・入金金額等の通帳記入）

カードにより払出した金額、入金した金額または自動機利用手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払出し、または入金した金額と自動機利用手数料金額は当行所定の方法にて通帳に記入します。

第8条（カード・暗証の管理等）

1. 当行は、支払機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ当座貸越借入金の払出しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いします。
2. カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる当座貸越借入金の払出し停止の措置を講じます。
3. カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第9条（偽造カード等による払出し等）

偽造または変造カードによる払出しについては、本人の故意による場合または当該払出しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証

の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第10条（盗難カードによる払出し等）

1. カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払出しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払出しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- (1) カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- (2) 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- (3) 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

2. 前項の請求がなされた場合、当該払出しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払出しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払出しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

3. 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な当座貸越借入金払出しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- (1) 当該払出しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

(2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第11条（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

第12条（カードの再発行等）

1. カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手

続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

2. カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第13条（支払機・預金機への誤入力等）

支払機・預金機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

第14条（カード期限）

1. カードが有効に使用できる期限は、ローン契約書に定める契約期限とします。
2. ローン契約書に定める当行との取引が終了した場合には、使用中のカードは、無効とします。

第15条（解約、カードの利用停止等）

1. この取引またはローン契約書に定める当行との取引の解約または終了に際しては、カードを当行に直ちに返却してください。
2. カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求があり次第、直ちにカードを当行に返却してください。
3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - (1) 第16条に定める規定に違反した場合
 - (2) カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

第16条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードの所有権は銀行に帰属し、譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第17条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、ローン契約書により取扱います。

以 上

ちゅうぎんローンカード（コレカ）規定

第1条（カードの発行）

ちゅうぎんローンカード（コレカ）（以下「カード」といいます。）は、「ちゅうぎんカードローンコレカ契約書」（以下「ローン契約書」といいます。）に基づき、当行が発行するものとします。

第2条（カードの利用）

カードは次の場合に利用することができます。

1. 当行および当行がオンライン現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の支払機を使用して、ちゅうぎんカードローンコレカ口座（当座貸越専用口座。以下「貸越口座」といいます。）から当座貸越借入金の払出しをする場合。
2. 当行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して、貸越口座に入金し当座貸越借入金の返済を行う場合。

第3条（支払機による払出し）

1. 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力して下さい。この場合、カードローンメイン（コレカ）通帳（通帳を発行済みのお客さまに限る）（以下「通帳」という）およびカードローン貸越払戻請求書（以下「払戻請求書」といいます。）の提出は必要ありません。
2. 支払機による当座貸越借入金の払出しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払出しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払出しは当行所定の金額の範囲内とします。
3. 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合に、払出金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払出すことのできる金額をこえるときは、その払出しはできません。

第4条（預金機による当座貸越借入金の返済）

1. 預金機を使用して貸越口座に入金をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳（通帳を発行済みのお客さまに限る）を挿入し、現金を投入して操作してください。
2. 預金機による入金は、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。
3. 預金機での、カードによる入金については、入金額は預金機の画面でご確認いただき、受領書の発行はいたしません。

第5条（自動機利用手数料）

1. 支払機または預金機を使用して当座貸越借入金の払出し、または貸越口座への入金をする場合には、当行および提携先所定の支払機、預金機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

2. 自動機利用手数料は、当座貸越借入金の払出し、または貸越口座への入金時に、通帳（通帳を発行済みのお客さまに限る）および払戻請求書なしで、その払出し、または入金をした貸越口座から自動的に引落とします。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

第6条（支払機・預金機故障時等の取扱い）

1. 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより当座貸越借入金の払出しをすることができます。なお、提携先の窓口では、このお取扱いはしません。
2. 前項による払出しをする場合には、当行所定の払戻請求書に口座番号、氏名（署名）および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。また、当行所定の端末機にカードをセットして届出の暗証を入力していただきます。この場合、本人確認資料の提示を求める場合があります。
3. 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより貸越口座に入金をすることができます。

第7条（カードによる払出し・入金金額等の通帳記入）

1. 通帳を発行済みのお客さまの場合、カードにより払出した金額、入金した金額または自動機利用手数料金の通帳記入は、通帳が預金機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払出し、または入金した金額と自動機利用手数料金額は、当行所定の方法にて通帳に記入します。
2. 通帳を未発行のお客さまの場合、カードにより払出した金額、入金した金額または自動機利用手数料金額は、当行所定の基準にて年2回郵送その他相当な方法で通知します。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払出し、または入金した金額と自動機利用手数料金額は、当行所定の方法にて表示します。

第8条（カード・暗証の管理等）

1. 当行は、支払機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ当座貸越借入金の払出しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いします。
2. カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる当座貸越借入金の払出し停止の措置を講じます。
3. カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出

してください。

第9条（偽造カード等による払出し等）

偽造または変造カードによる払出しについては、本人の故意による場合または当該払出しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第10条（盗難カードによる払出し等）

1. カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払出しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払出しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- (1) カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- (2) 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- (3) 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

2. 前項の請求がなされた場合、当該払出しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払出しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払出しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

3. 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な当座貸越借入金払出しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- (1) 当該払出しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに

附随してカードが盗難にあった場合

第11条（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人からの当行所定の方法により当行に届出てください。

第12条（カードの再発行等）

1. カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
2. カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第13条（支払機・預金機への誤入力等）

支払機・預金機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

第14条（カード期限）

1. カードが有効に使用できる期限は、ローン契約書に定める契約期限とします。
2. ローン契約書に定める当行との取引が終了した場合には、使用中のカードは、無効とします。

第15条（解約、カードの利用停止等）

1. この取引またはローン契約書に定める当行との取引の解約または終了に際しては、カードを当行に直ちに返却してください。
2. カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求があり次第、直ちにカードを当行に返却してください。
3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - (1) 第16条に定める規定に違反した場合
 - (2) カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

第16条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードの所有権は銀行に帰属し、譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第17条（規定の範囲）

この規定に定めのない事項については、ローン契約書により取扱います。

以 上

ちゅうぎん ICローンカード特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は ICローンカード (従来のローンカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様の ICローンカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能 (以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。)) の利用を可能とするカードのことをいいます。) をご利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、ちゅうぎんローンカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはちゅうぎんローンカード規定を適用するものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはちゅうぎんローンカード規定の定義に従います。なお、ICチップ内に蓄積・格納された情報等は、同規定の「電磁的記録」にあたるものとします。

2. (ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な支払機および預金機を利用する場合に、提供されます。

3. (ICローンカードの利用)

ちゅうぎんローンカード規定第2条に定める提携先のうち、一部の提携先において、提携先の都合により ICチップ提供機能の利用ができない支払機および預金機を設置している場合があります。この場合、当該支払機および預金機では、ICチップの提供機能を利用しない取引を行います。

4. (1日あたりの払出金額)

当行は、当行および提携先の支払機を利用した当座貸越借入金の払出しにおける1日あたりの限度額について、ICチップ提供機能を利用した払出しである場合と、ICチップ提供機能を利用しない払出しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

5. (有効期限)

ローン契約書の定めにより、カードローン契約期限が更新されなかった場合および期限の利益を喪失した場合には、ICローンカードの使用ができなくなります。この場合、当該カードは契約者本人の責任において破棄するものとします。

6. (支払機および預金機の故障時の取扱い)

支払機および預金機の故障時には、ICチップ提供機能のご利用はできません。

7. (ICチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) ICチップの故障等によって、支払機および預金機において ICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能のご利用はできません。この場合、当行所定の手続にしたがって、すみやかに当行にローンカードの再発行を申し出てください。

- (2) ICチップの故障等によって、支払機および預金機においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。
- (3) 当行の都合により、当行所定の方法でICローンカードの再発行・再交付を行う場合があります。

ちゅうぎんローンカード（事業用）規定

第1条（カードの発行）

ちゅうぎんローンカード（事業用）（以下「カード」といいます。）は、「ちゅうぎんカードローンメイン（事業用）契約書（当座勘定貸越約定書）」または「ちゅうぎんビジネスカードローン（ビズライン）契約書（当座勘定貸越約定書）」（以下「ローン契約書」といいます。）に基づき、当行が発行するものとします。

第2条（カードの利用）

カードは次の場合に利用することができます。

1. 当行および当行がオンライン現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「支払機」といいます。）の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の支払機を使用して、ちゅうぎんカードローンメイン（事業用）口座、またはちゅうぎんビジネスカードローン（ビズライン）口座（いずれも当座貸越専用口座。以下「貸越口座」といいます。）から当座貸越借入金の払出しをする場合。
2. 当行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して、貸越口座に入金し当座貸越借入金の返済を行う場合。

第3条（支払機による払出し）

1. 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、カードローンメイン（事業用）通帳、またはビジネスカードローン（ビズライン）通帳（以下「通帳」といいます。）および借入請求書の提出は必要ありません。
2. 支払機による当座貸越借入金の払出しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払出しは当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払出しは当行所定の金額の範囲内とします。
3. 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合に、払出金額と第5条1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払出すことのできる金額を越える時は、その払出しはできません。

第4条（預金機による当座貸越借入金の返済）

1. 預金機を使用して貸越口座に入金する場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカード又は通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
2. 預金機による入金は、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。
3. 預金機での、カードによる入金については、入金額は預金機の画面でご確認いただき、受領書の発行をいたしません。

第5条（自動機利用手数料）

1. 支払機または預金機を使用して当座貸越借入金を払出し、または

貸越口座への入金をする場合には、当行および提携先所定の支払機、預金機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

2. 自動機利用手数料は、当座貸越借入金の払出し、または貸越口座への入金時に、通帳および借入請求書なしで、その払出し、または入金をした貸越口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

第6条（支払機・預金機故障時等の取扱い）

1. 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより当座貸越借入金の払出しをすることができます。ただし、故障の状況によっては、払出しに応じられない場合があります。なお、提携先の窓口では、このお取扱いはいたしません。
2. 前項による払出しをする場合には、当行所定の借入請求書に口座番号、氏名（署名）、および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。また、当行所定の端末機にカードをセットして届出の暗証を入力していただきます。この場合、本人確認資料の提示を求める場合があります。
3. 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより貸越口座に入金することができます。

第7条（カードによる払出し・入金金額等の通帳記入）

カードにより払出した金額、入金した金額または自動機利用手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払出し、または入金した金額と自動機利用手数料金額は、当行所定の方法にて通帳に記入します。

第8条（カード・暗証の管理等）

1. 当行は、支払機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ当座貸越借入金の払出しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、借入請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いします。
2. カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる当座貸越借入金の払出し停止の措置を講じます。
3. カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第9条（偽造カード等による払出し等）

偽造または変造カードによる払出しについては、本人の故意によ

る場合または当該払出しについて当行が善意かつ無過失であって、本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第10条（盗難カードによる払出し等）

1. カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払出しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払出しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- (1) カードの盗難に気づいてから速やかに、当行への通知が行われていること。
- (2) 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
- (3) 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

2. 前項の請求がなされた場合、当該払出しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払出しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払出しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

3. 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な当座貸越借入金払出しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

4. 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- (1) 当該払出しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第11条（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届

出てください。

第12条（カードの再発行等）

1. カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
2. カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第13条（支払機・預金機への誤入力等）

支払機・預金機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

第14条（カード期限）

1. カードが有効に使用できる期限は、ローン契約書に定める契約期限とします。
2. ローン契約書に定める当行との約定により契約期限が延長された場合には、カード期限を自動的に延長します。
3. ローン契約書に定める当行との取引が終了した場合には、使用中のカードは無効とします。

第15条（解約、カードの利用停止等）

1. ローン契約書の定めによりカードローン契約期限が更新されなかった場合およびローン契約書に定める当然に期限の利益が失われる事由が生じた場合には、カードの使用ができなくなります。この場合、カードを当行に直ちに返却してください。
2. カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合、またはローン契約書に定める、当行の請求により期限の利益が失われる事由が一つでも生じた場合において、当行の債権保全を必要とする相当の事由がある場合には、カードの使用ができなくなることがあります。この場合、当行がその内容を契約者本人に通知し次第、直ちにカードを当行に返却してください。
3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

(1) 第16条に定める規定に違反した場合

(2) カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

第16条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードの所有権は銀行に帰属し、譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第17条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、ローン契約書により取扱います。

以上

ちゅうぎん ICローンカード (事業用) 特約

第1条 (特約の適用範囲等)

1. この特約は ICローンカード (事業用) (従来のローンカード (事業用) の機能に加え、全国銀行協会標準仕様の ICローンカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能 (以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。) の利用を可能とするカードのことをいいます。) をご利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
2. この特約は、ちゅうぎんローンカード (事業用) 規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはちゅうぎんローンカード (事業用) 規定を適用するものとします。
3. この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはちゅうぎんローンカード (事業用) 規定の定義に従います。なお、ICチップ内に累積・格納された情報等は、同規定の「電磁的記録」に当たるものとします。

第2条 (ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な支払機および預金機を利用する場合に、提供されます。

第3条 (ICローンカードの利用)

ちゅうぎんローンカード (事業用) 規定第2条に定める提携先のうち、一部の提携先において、提携先の都合により ICチップ提供機能の利用ができない支払機および預金機を設置しています。この場合、当該支払機および預金機では、ICチップの提供機能を利用しない取引を行います。

第4条 (1日あたりの払出金額)

当行は、当行および提携先の支払機を利用した当座貸越借入金の払出しにおける1日あたりの限度額について、ICチップ提供機能を利用した払出しである場合と、ICチップ提供機能を利用しない払出しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

第5条 (支払機および預金機の故障時の取扱い)

支払機および預金機の故障時には、ICチップ提供機能のご利用はできません。

第6条 (ICチップ読取不能時の取扱い等)

1. ICチップの故障等によって、支払機および預金機において ICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能のご利用はできません。この場合、当行所定の手続きに従って、速やかに当行に ICローンカード (事業用) の再発行を申し出てください。
2. ICチップの故障等によって、支払機および預金機において ICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。
3. 当行の都合により、当行所定の方法で ICローンカード (事業用) の再発行・再交付を行なう場合があります。

以上

【偽造・盗難キャッシュカードによる被害発生時に 重大な過失または過失となりうる場合】

1. (お客さまの重大な過失となりうる場合)

お客さまの重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には次のとおりです。

- (1) お客さまが他人に暗証番号を知らせた場合
- (2) お客さまが暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (3) お客さまが他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4) その他お客さまに(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

(注) 上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対して暗証番号を知らせた上でキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2. (お客さまの過失となりうる場合)

お客さまの過失となりうる場合の事例は、次のとおりです。

- (1) 次の①または②に該当する場合
 - ① 当行から生年月日などの類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類など（運転免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合
 - ② 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合
- (2) (1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
 - ① 暗証番号の管理
 - 当行から生年月日などの類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
 - 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当行の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合
 - ② キャッシュカードの管理
 - キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合

- 酪ていなどにより通常の注意義務を果たせなくなるなど
キャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合
- (3) その他(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以 上

キャッシュカードと暗証番号の管理についてのお願い

偽造・盗難キャッシュカードによる被害が保証されない場合もありますので、次の点にご注意ください。

-  キャッシュカードの暗証番号を例えば生年月日、自宅住所・地番・電話番号、勤務先電話番号、自動車のナンバーなど、お客さま以外の方も知りえる番号にすることは絶対におこなわないでください。
-  キャッシュカードを自動車内などに放置すること、他人に容易に奪われる状況に置くことは絶対におこなわないでください。
-  キャッシュカードを他人に渡すこと、暗証番号を他人に教えること、暗証番号をキャッシュカード上に書くことは絶対におこなわないでください。
-  暗証番号を書いたメモや、暗証番号を推測させるような書類などを、キャッシュカードとともに携行・保管しないでください。また、キャッシュカードの暗証番号をロッカー、貴重品ボックスなど、他の暗証番号として使用することは絶対におこなわないでください。

通帳やキャッシュカード等をなくされた時は、

- すぐにお取引店にご連絡ください。 平日 AM 8:45 ~ PM 5:15
- 当行の営業時間外や土・日・祝日の場合は
フリーダイヤル 0120-090-288 にご連絡ください。